

第5回教育委員会会議

令和7年3月26日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第36号

大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局教育長専決規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

教育委員会会議の議論を充実させ、より有意義なものとするために、教育委員会会議に付すべき案件について整理する必要があることから、規則の一部を改正する。

2 改正内容

懲戒に関することを、教育長の専決事項とする（第1条第5号）。

3 施行期日

令和7年4月1日

（参考）懲戒処分 of 教育長専決事項への変更後の報告方法について

- 1 教育長専決により対応した懲戒処分の実施状況については、教育委員会会議で報告する。
- 2 報告内容については、報告期間中の懲戒処分の件数、処分内容及び注意喚起文の発出などの対応や取組とする。
- 3 懲戒処分実施状況の報告スケジュールについては次表のとおり

■学期ごとに年3回教育委員会会議で報告する。

- ・1学期分（4月1日から8月31日）⇒9月頃
- ・2学期分（9月1日から12月31日）⇒1月頃
- ・3学期分（1月1日から3月31日）⇒4月頃

※教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員の懲戒処分については、別途報告する。

議案第36号

大阪市教育局教育長専決規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局教育長専決規則（昭和41年大阪市教育局委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教育長専決事項） 第1条 教育長は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、規定の解釈上疑義のあるもの又は特に重要と認めるものについては、この限りでない。 〔(1)～(4) 略〕 (5) 係長(担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。)以上の職員(指導主事を含む。以下同じ。)、校長(園長を含む。以下同じ。)、准校長、副校長及び教頭の任免(分限免職及び懲戒免職を除く。)、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用並びに職員、校長、准校長及び教員の分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号及び<u>大阪市職員基本条例(平成24年大阪市区条例第71号)第35条に規定する休職を除く。</u>)に関する事 〔(6)～(9) 略〕	（教育長専決事項） 第1条 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 係長(担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。)以上の職員(指導主事を含む。以下同じ。)、校長(園長を含む。以下同じ。)、准校長、副校長及び教頭の任免(分限免職及び懲戒免職を除く。)、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用並びに職員、校長、准校長及び教員の分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号及び<u>大阪市職員基本条例(平成24年大阪市区条例第71号)第35条に規定する休職を除く。</u>)及び懲戒に関する事 〔(6)～(9) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。